

資料3 参考資料

平成20年10月27日
厚生労働省医薬食品局

「特定血液製剤による感染調査等について」

I	製剤の納入先医療機関の名称等の広報関係	
1	フィブリノゲン製剤納入医療機関名等の広報について(平成19年11月6日)	1
2	フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口の設置について(平成19年11月14日)	2
3	新聞記事下の政府広報(平成19年11月29日、30日)	3
4	「フィブリノゲン製剤納入医療機関」及び「非加熱血液凝固因子製剤を血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関」の公表(政府広報)について(平成20年1月16日)	4
5	新聞折込広告(政府広報)(平成20年1月17日)	5
6	フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性のある医療機関の追加について(平成20年6月13日)	6
7	フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口について(平成20年9月26日)	8
II	製剤投与の事実のお知らせと検査の受診勧奨関係	
III	カルテ等の保管状況関係	
8	フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)(平成19年11月7日)	9
9	血液凝固因子製剤等を投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)(平成20年2月5日)	15
10	フィブリノゲン製剤納入先医療機関の追加調査の結果(中間報告)について(平成20年2月15日)	30
11	企業、医薬食品局が保有していた血漿分画製剤とウイルス性肝炎症例等に関する調査の結果について(平成20年4月30日)	32
12	フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせの状況等について(平成20年8月25日)	40
13	フィブリノゲン製剤に係る国立病院の訪問調査について(平成20年10月14日)	45
14	フィブリノゲン製剤納入先医療機関の追加調査について(平成20年10月17日)	47
15	血液凝固因子製剤の納入先医療機関の調査結果について(平成20年9月5日)	50
16	血液凝固因子製剤の納入先医療機関の調査結果について(平成20年10月	

17日).....	54
17 フィブリノゲン製剤の投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)(平成20年5月30日).....	55

IV 特別措置法の周知関係

18 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 VIII 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法関係資料について(平成20年1月16日).....	59
19 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 VIII 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金等の支給の実施体制について(平成20年1月16日).....	62
20 フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)(平成20年1月24日).....	68
21 血液凝固因子製剤を投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)(平成20年2月5日) 再掲	70

V いわゆる418症例一覧表関係

22 フィブリノゲン製剤に係る418症例報告調査プロジェクトチームの活動状況等の報告について(平成20年9月22日).....	85
23 「フィブリノゲン製剤投与後の418例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」開催要綱(平成19年11月27日).....	88
24 418例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査の調査票の発送について(平成20年1月16日).....	89
25 「フィブリノゲン製剤投与後の418例の肝炎等発症患者の症例等に関する調査検討会」開催要綱等(平成20年5月15日).....	92
26 フィブリノゲン製剤投与後の418例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査票検討会調査報告書の概要について(平成20年6月27日).....	94
27 フィブリノゲン製剤投与後の418例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会の追加症例分析結果について(平成20年10月27日).....	100

VI その他

28 フィブリノゲン製剤の投与の記録保存の実態に関する調査のお願い(平成20年2月27日).....	107
29 フィブリノゲン納入医療機関における投与の記録保存の実態に関する研究班報告書(平成20年4月22日).....	116

平成19年11月6日

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長 新村和哉 (内2900)

血液対策企画官 植村展生 (内2901)

フィブリノゲン製剤納入医療機関名等の広報について

フィブリノゲン製剤を投与された方に対し、可能な限り投与の事実をお知らせし、検査・治療を受けていただけるよう、平成16年12月に公表したフィブリノゲン製剤が納入された医療機関(約7000)の名称について、新聞を活用して、改めて広報いたします。

約7000医療機関名の広報に先立ち、C型肝炎検査受診の呼びかけを以下のように順次行っていく予定です。お知らせいたします。

(1) 10月31日(水)(既に実施)

「C型肝炎検査受診の呼びかけ」を厚生労働省ホームページのトップページに掲載。(平成16年12月より継続的に掲載されている内容)

(2) 11月13日(火)～18日(日)

新聞各紙において各1日ずつ突出し広告を政府広報により掲載予定。

掲載内容

- ・ C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ
- ・ フィブリノゲン製剤納入先医療機関名が厚生労働省ホームページや地方自治体で確認できること。

(3) 11月下旬目途

新聞記事下7段(紙面1/2サイズ)で政府広報を掲載予定。

掲載内容

- ・ C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ(検査対象者等の具体的説明)
- ・ C型肝炎ウイルス検査の概要
- ・ 相談窓口

平成19年11月14日

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

血液対策企画官 植村展生 (内2901)

血液対策課長補佐 齋藤匡人 (内2906)

フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口の設置について

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の公表に関する問合せ窓口は、厚生労働省医薬食品局血液対策課で行ってまいりましたが、11月15日より、厚生労働省内にフリーダイヤル（専用回線）による「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」を設置することといたしましたので、お知らせいたします。

○厚生労働省の相談窓口

フリーダイヤル 0120-509-002

受付期間 平成19年11月15日(木)～12月28日(金)

受付時間 午前9時30分～午後8時(土・日・祝日を除く)

11月29日(木) 朝日、読売、毎日、産経、日経、ブロック紙の各朝刊
30日(金) 地方紙の各朝刊

C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です。

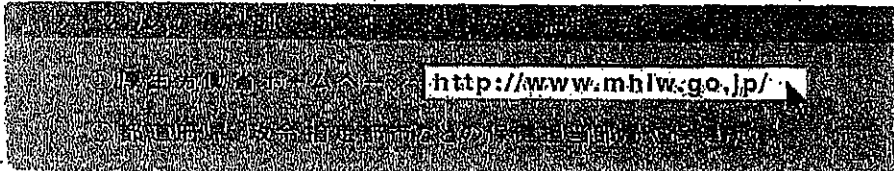


政府広報 | 厚生労働省

政府広報オンライン
http://www.gov-online.go.jp/

C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています。

平成6年以前にフィブリノゲン製剤の投与を受けた方等、「検査受診の呼びかけの対象者」に該当する方は、
肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方よりも高いと考えられますので、C型肝炎ウイルス検査を受けられることをお勧めしています。



<http://www.mhlw.go.jp/>

肝炎ウイルス検査の概要 (平成19年度)

実施内容	保健所における特定感染症検査等事業
対象者	希望者(過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのある者を除く)
実施機関	保健所 自治体によっては委託医療機関でも受診可
費用	保健所での検査は、基本的に無料 (一部の自治体では自己負担が必要な場合があります)
実施地域	居住する地域の保健所

上記のほか、
①老人保健法に基づき市区町村が実施する肝炎ウイルス検査(詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください)。
②被保険者及び被扶養者を対象に健康保険組合及び政府管掌健康保険が保健事業として実施する健康診査
があります(対象者等実施については、加入されている保険者にお問い合わせください)。
また、各医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するところもあり、診察により肝炎の感染が疑われる場合には、
医療保険が適用されます。

検査受診の呼びかけの対象者

- ①フィブリノゲン製剤(フィブリン糊としての使用を含む)を1994年(平成6年)以前に
使用されませんでしたか?
フィブリノゲン製剤の投与を受けた方には、以下のような場合があります。
 - 1) 妊産中又は出産時に大量の出血があった
 - 2) 大量に出血するような手術を受けた
 - 3) 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血があった
 - 4) がん、白血病、肝疾患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘を受けた
 - 5) 特殊な腎結石・胆石除去(結石をフィブリン塊に包埋して取り除く方法)、気胸での胸膜接着、
腱・骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた
 - ②下記a~hに該当しませんか?
 - a. 1992年(平成4年)以前に輸血を受けた方
 - b. 大きな手術を受けた方
 - c. 血液凝固因子製剤を投与された方
 - d. 長期に血液透析を受けている方
 - e. 臓器移植を受けた方
 - f. 薬物濫用者、入れ墨をしている方
 - g. ボディピアスを施している方
 - h. その他(過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されているにもかかわらず、その後
肝炎の検査を実施していない方等)
- ※輸血などに用いる血液製剤は、様々な安全対策がとられてきており、感染症伝播のリスクを
完全に排除できないものの、近年の製剤の安全性は格段に向上しております。

公衆医療機関に
尋ねても、該当するかが
わからない方は、まず
肝炎ウイルス検査を
受診してください。

なお、過去に一度肝炎ウイルス検査を受診されている方は、新たに上記に該当することがない限り、
基本的に再度検査を受ける必要はありません。

これらの制度は各地方自治体により異なる部分がありますので、詳しくは地方自治体の窓口にお問い合わせください。

厚生労働省の
相談窓口

専用フリーダイヤルを
開設しました。

0120-509-002

12月28日(金)まで
9:30~20:00
※土・日・祭日を除く。

地方自治体の
窓口

都道府県、政令指定都市などの
保健担当部局や保健所

厚生労働省 医薬食品局血液対策課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL.03-5253-1111(代表)

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長 新村和哉 (内2900)

血液対策企画官 植村展生 (内2901)

平成20年1月16日

医薬食品局血液対策課

「フィブリノゲン製剤納入先医療機関」及び「非加熱血液凝固因子製剤を血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関」の公表(政府広報)について

○趣旨 C型肝炎ウイルス検査の受診勧奨

○広報 1月17日の新聞折込広告 約3000万部

○公表内容

1. 都道府県別の各製剤納入先医療機関名及び所在市区町村

1) フィブリノゲン製剤納入先医療機関(6726施設(注))

(内訳)

現在も存在する施設(名称変更施設を除く) 3949施設

名称変更施設(統廃合を含む)(△印) 1306施設

廃院(休止を含む)(※印) 1354施設

特定されなかった医療機関 117施設

(注) ホームページ公表医療機関の内、施設の名称等が不明なものを除く。

2) 非加熱血液凝固因子製剤を血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関

(805施設)

(内訳)

現在も存在する施設(名称変更を除く) 488施設

名称変更施設(統廃合を含む)(△印) 214施設

廃院(休止を含む)(※印) 95施設

特定されなかった医療機関 8施設

2. 検査を受けていただきたい方

1) フィブリノゲン製剤の投与を受けた可能性のある方

2) 血液凝固因子製剤の投与を受けた可能性のある方

3) その他検査をお勧めする方

3. 検査の受診機関など

4. 問い合わせ先

1) 厚生労働省相談窓口フリーダイヤル 0120-509-002

平成20年2月29日(金)まで ※土、日、祝日を除く 9:30~20:00

厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp>

2) 都道府県の主な窓口等

都道府県、政令指定都市、保健所設置市、東京都23区の保健所、健康福祉事務所等に設置

C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です。

政府広報 | 厚生労働省

C型肝炎ウイルス検査をお受けください。

平成6年以前にフィブリノゲン製剤の投与を受けた方などは、肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられます。

検査を受けていただきたい方

① 平成6年以前に本紙1～7面の医療機関(A)で治療を受け、次の1)～5)に該当された方は、フィブリノゲン製剤の投与を受けた可能性があります。

- 1) 妊娠中又は出産時に大量の出血があった
- 2) 大量に出血するような手術を受けた
- 3) 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血があった
- 4) がん、白血病、肝炎患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘を受けた
- 5) 特殊な腎結石・胆石除去法(結石をフィブリン塊に包埋して取り除く方法)、気胸での胸膜接着、腱・骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた

② 次のような病気で入院したことがある方は、血液凝固因子製剤の投与を受けた可能性があります。

- 1) 新生児出血症(新生児メナ、ビタミンK欠乏症等)の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた
- 2) 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血が著しかった
- 3) 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の下血があった
- 4) 大量に出血するような手術を受けた(出産時の大量出血も含む)

なお、昭和47～63年の間に、非加熱血液凝固因子製剤を血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関は、本紙8面の医療機関(B)に掲載されています。

※①②以外の方でも、次のような方は、一度は検査を受けることをおすすめします。

- 1) 平成4年以前に輸血を受けた方
- 2) 大きな手術を受けた方
- 3) 長期に血液透析を受けている方
- 4) 臓器移植を受けた方
- 5) 薬物使用者、入れ墨をしている方
- 6) ボディピアスを施している方
- 7) その他(健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されているにもかかわらず、その後肝炎の検査を実施していない方など)

※輸血などに用いる血液製剤は、様々な安全対策がとられてきており、感染症伝播のリスクを完全に排除できないものの、近年の製剤の安全性は格段に向上しております。

※なお、過去に一度肝炎ウイルス検査を受診されている方は、新たに①、②または上記に該当することがない限り、基本的に再度検査を受ける必要はありません。

受診機関など

① 受診機関:保健所
(自治体によっては委託医療機関でも受診できます。)

② 検査費用:基本的に無料
(一部の自治体では自己負担が必要な場合があります。)

③ 検査に関するお問い合わせ先:
お住まいの地域の保健所

上記のほか、市区町村や健康保険組合及び政府管掌健康保険が行う健康診査で肝炎ウイルス検査を行っている場合がありますので、それぞれにお問い合わせください。

【問い合わせ先】厚生労働省窓口 専用フリーダイヤル

0120-509-002

2月29日(金)まで
9:30～20:00
※土・日・祝日を除く

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

地方自治体の窓口:都道府県、政令指定都市、保健所設置市、東京都23区の保健所、健康福祉事務所等に設置されております。なお、47都道府県の主な窓口は以下のとおりです。

北海道	健康推進課 011-231-4111(25-414)	千葉県	薬務課 043-223-2614	岐阜県	保健医療課 058-272-1111(2543)	和歌山県	健康対策課 073-441-2643	高知県	健康づくり課 088-823-9677
	医療薬務課 011-231-4111(25-572)		疾病対策課 043-223-2662		深溝水道課 058-272-1111(2573)	鳥取県	健康指導課 0857-26-7226	福岡県	薬務課 092-643-3285
青森県	医療薬務課 017-734-9289	東京都	健康推進課 03-5320-4363	静岡県	薬務室 054-221-2414		健康政策課 0857-26-7194		健康対策課 092-643-3288
	保健衛生課 017-734-9284		疾病対策室 03-5320-4471		疾病対策室 054-221-2441	島根県	薬務衛生課 0852-22-5254-5259	佐賀県	薬務課 0952-25-7082
岩手県	保健衛生課 019-829-5467-5468		薬事監視課 03-5320-4519		厚生部企画監 054-221-2404		健康推進課 0852-22-5329		健康増進課 0952-25-7074
宮城県	薬務課 022-211-2652	神奈川県	薬務課 045-210-4864	愛知県	医療安全課 052-954-8305	岡山県	医療安全課 086-226-7340	長崎県	薬務行政室 095-895-2469
秋田県	健康推進課 018-860-1424	新潟県	医療国保課 025-280-5187		健康対策課 052-954-8272	広島県	薬務室 082-513-3223		健康政策課 095-895-2466
山形県	保健薬務課 023-830-2315-2332		健康対策課 025-280-5200	三重県	薬務食品室 059-224-2330		保健対策室 082-513-3068	熊本県	薬務衛生課 096-383-1111(7164)
福島県	薬務グループ 024-521-7232	富山県	健康課 076-444-3225	滋賀県	医療薬務課 077-528-3634		健康増進・歯科保健室 082-513-3076	大分県	薬務室 097-506-2650
	医療管理グループ 024-521-7238	宮城県	くすり政策課 076-444-3234	京都府	薬務室 075-414-4786	山口県	薬務課 083-933-3018		健康対策課 097-506-2663-2671
茨城県	保健予防課 029-301-3220	石川県	健康推進課 076-225-1438		健康対策室 075-414-4726		健康増進課 083-933-2956	宮崎県	医療薬務課 0985-26-7060
	薬務課 029-301-3393		薬務衛生課 076-225-1442	大阪府	スプリング薬剤相談センター 06-6944-6286(専用)	徳島県	薬務課 088-621-2234		健康増進課 0985-26-7079
栃木県	健康増進課 028-623-3086	福井県	健康増進課 0776-20-0346	兵庫県	薬務課 078-362-3269		健康増進課 088-621-2228	鹿児島県	健康増進課 099-286-2724
	薬務課 028-623-3120		健康増進課 0776-20-0352	奈良県	薬務課 0742-27-8873	香川県	薬務感染症対策課 087-832-3302	沖縄県	薬務衛生課 098-866-2215
群馬県	保健予防課 027-226-2609	山梨県	健康増進課 055-223-1494		健康増進課 0742-27-8858	愛媛県	健康増進課 089-912-2401		健康増進課 098-866-2209
	薬務課 027-226-2663	長野県	薬事管理課 026-235-7157	和歌山県	医療課 0742-27-8645		深溝衛生課 089-912-2391		
埼玉県	産科付薬務 048-830-3572		健康づくり支援課 026-235-7148		保健課 073-441-2660	宮城県	医療薬務課 088-823-8662		

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長 新村和哉 (内2900)

血液対策企画官 植村展生 (内2901)

平成20年6月13日

医薬食品局血液対策課

フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性のある医療機関の追加について

- 5月30日までに、厚生労働省ホームページ上の「C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ(フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について)」の公表医療機関等リストの597の医療機関の備考欄に、「フィブリン糊として使用した可能性があるとの報告あり。」という記載を追加したところですが、その後、新たに1施設から、フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性があるとの報告があったため、同様の記載の追加を行いましたので、お知らせいたします。

これにより、フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性があるとの報告があった医療機関数は合計598施設となりました。

【参考】

公表医療機関等リストの備考欄にフィブリン糊についての記載を追加した医療機関の抜粋(6月13日追加分)

No.	存続・廃院等 施設名	所在地
-----	---------------	-----

【宮城県】

575	存続 すけの医院	宮城県仙台市太白区三神峯2-2-3
-----	-------------	-------------------

平成20年9月26日

(照会先)
厚生労働省医薬食品局
血液対策企画官 林 憲一(内線2901)
血液対策課長補佐 齋藤匡人(内線2906)

フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口について

「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」は、平成20年10月1日(水)より平成20年10月31日(金)まで以下のとおり行うこととしましたので、お知らせいたします。

また、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求手続き等に関する相談窓口が独立行政法人医薬品医療機器総合機構内に設置されておりますので、併せてお知らせいたします。

○厚生労働省の相談窓口

フリーダイヤル 0120-509-002

受付期間 平成20年10月1日(水)～10月31日(金)

受付時間 午前9時30分～午後6時(土・日・祝日を除く)

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談窓口

フリーダイヤル 0120-780-400

受付時間 午前9時～午後6時(土・日・祝日を除く)

平成19年11月7日

各医療機関の長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課
東京都千代田区霞が関1-2-2
電 話 03(3595)2395

フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせ等について
(協力依頼)

日頃から、公衆衛生の向上に多大な御貢献を賜り、誠に有難うございます。

今般、フィブリノゲン製剤の投与によるC型肝炎感染の問題が改めて提起されたことを受け、フィブリノゲン製剤を投与された方々に対して、再度、早急に可能な限り投与の事実をお知らせし、一日も早く検査・治療を受けていただくための対策をとることが最重要と考えており、厚生労働省として全力を挙げて取り組んでいるところです。

厚生労働省では、C型肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々への検査受診の呼びかけとすべく、製薬会社がフィブリノゲン製剤を納入している医療機関の名称や所在地、連絡先等を平成16年12月9日に公表し、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) において名称等を掲載しておりますが、平成16年12月の公表に際しましては、その準備段階と公表後の相談対応等について、種々の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

以下に掲げる点につきましては、平成16年に同趣旨のことをお願いし、御対応いただいたところですが、元患者の方に可能な限り情報を提供いただきたく、貴医療機関におかれましても、以下のことを行っていただくよう、改めてお願い申し上げます。

- ① 元患者の方にとりましては、フィブリノゲン製剤の投与に関する情報が、肝炎の早期発見、早期治療につながる可能性がありますので、カルテのほか、手術記録、分娩記録、処方箋、輸液箋、注射指示箋又はレセプトの写し等が残っている場合には、可能な範囲で調査いただくこと。
- ② ①の結果、平成6年*以前にフィブリノゲン製剤を投与された元患者の方が判明している又は判明した場合は、可能な限り投与の事

実及びC型肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられることをお知らせいただき、肝炎検査の受診をお勧めいただくこと。

- ③ 元患者の方等からのお問い合わせがありました際に、可能な限り情報提供いただくこと。
- ④ ①のカルテ、手術記録、分娩記録、処方箋、輸液箋、注射指示箋又はレセプトの写し等の書類が残っている場合、当分の間、当該書類を保管していただくこと。

* フィブリノゲン製剤の製造工程にSD処理（ウイルス不活性化処理の一種）が導入された時期

また、平成16年の公表後の御対応につきまして、平成19年11月30日現在の状況を調査させていただきたく、別添用紙に御回答いただき、平成19年12月5日（水）までに返信用封筒にて御返信いただけますよう御協力をよろしく願いいたします。なお、御回答いただきました内容については、当課にてとりまとめの上、公表することとしておりますので御承知おき下さい。

末尾になりましたが、平成16年の公表に際しまして、種々の御協力を賜りましたことに改めて心より御礼を申し上げます。今回の協力依頼に関しましても、元患者の方等に対する情報提供やフィブリノゲン製剤を投与された方が判明している場合は、そうした方々に対する投与の事実のお知らせと肝炎検査の勧奨をしていただくとともに、公表後の御対応に関する調査について特段の御理解・御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

（不明な点のお問い合わせ先）

厚生労働省医薬食品局血液対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3595-2395

9：30から18：00まで

⑧ ⑦で「はい」とお答えいただいた場合、下の表の空欄に、投与時期が判明した方の数を記入してください。月別の数が不明の場合は、年別の計欄へのご記入で結構です。投与時期が不明の方については、不明欄にその人数をお答えください。

年/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
昭和	39												
	40												
	41												
	42												
	43												
	44												
	45												
	46												
	47												
	48												
	49												
	50												
	51												
	52												
	53												
	54												
	55												
	56												
	57												
	平成	1											
2													
3													
4													
5													
6													

投与時期不明 大